

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税（市町村民税）均等割が非課税である世帯や令和4年1月から12月までの収入が大きく減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

## 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度の  
「市町村民税均等割が非課税」の世帯  
ただし、市町村民税均等割額が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く。

令和4年1月から12月までの収入が大きく減少し、世帯構成員の全員が  
「市町村民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書をお送りします  
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

非課税世帯に係る確認書は、令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請期間：令和4年12月15日（木）  
～令和5年1月31日（火）

家計急変世帯に係る給付金の申請は、申請時点で住民登録のある市区町村に申請することになります。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度市町村民税均等割が非課税の世帯

### 1 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りします。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入して町に返送してください。

### 2 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書（町担当窓口にて配布）に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

### 3 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給している場合

- 該当する世帯には、町から給付金に関する通知書をお送りします。

## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が市町村民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 市町村民税非課税相当とは、世帯構成員の全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×1.2倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（給与収入のみの場合、単身で93万円、扶養者が1人いる場合で138万円が非課税となる目安となりますが、扶養人数や収入の種類によって異なりますので、町の担当窓口にお問い合わせください。）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書（町担当窓口にて配布）に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の担当窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### 給付金等に関するお問い合わせ

#### 大江町役場 税務町民課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

**0237-62-2119** (受付時間 平日9:00~16:00)

### 制度全般に関するご質問等

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00(土日祝、12/29~1/3を除く)